

## 北庄内合併協議会分科会設置規程

### (設置)

第1条 北庄内合併協議会専門部会規程(以下「規程」という。)第7条の規定により北庄内合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 分科会は、北庄内合併協議会専門部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 分科会の組織は、別表に掲げるとおりとする。

### (役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 1名

### (役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する

### (会議)

第6条 会議は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会長は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

### (報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

### (庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の担当部門が行う。

### (補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	分科会
総務部会	総務分科会
	人事分科会
	税分科会
	会計分科会
	消防組合分科会
企画財政部会	企画分科会
	まちづくり分科会
	財政分科会
	情報企画分科会
	庄内広域行政組合分科会
市民生活部会	住民分科会
	国保分科会
	環境保全分科会
	クリーン組合分科会
健康福祉部会	病院分科会
	健康分科会
	高齢福祉分科会
	社会福祉分科会
	児童福祉分科会
商工観光部会	商工港湾分科会
	観光分科会
農林水産部会	農業分科会
	林業水産分科会
	農業委員会分科会
建設部会	土木分科会
	都市整備分科会
	上水道分科会
	生活排水分科会
教育部会	管理・学校教育分科会
	生涯学習分科会
	体育分科会
	芸術文化分科会
議会部会	
総合調整部会	事務機能配置分科会
	住民自治組織分科会